

世田谷区立区民会館条例の一部改正について

(付議の要旨)

世田谷区立世田谷区民会館別館ほか 2 館の使用料の取扱いについて、収納事務委託から利用料金制に変更するため、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する。

1 主旨

世田谷区立世田谷区民会館別館（三茶しゃれなあどホール）北沢区民会館別館（梅丘パークホール）玉川区民会館別館（上用賀アートホール）の使用料の取扱いについて、収納事務委託から利用料金制に変更するため、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する。

2 改正理由

利用料金制度を導入することにより、指定管理者の自主的な運営や経営努力が発揮されることで利用率の向上に繋がること、また、会計事務の効率化が期待できるため、使用料の取扱いを令和 3 年 4 月より、収納事務委託から利用料金制に変更する。

3 利用料金制を適用する対象施設

- ・世田谷区立世田谷区民会館別館（三茶しゃれなあどホール）
- ・世田谷区立北沢区民会館別館（梅丘パークホール）
- ・世田谷区立玉川区民会館別館（上用賀アートホール）

4 条例改正の内容

世田谷区立区民会館条例第 2 0 条（利用料金の納付等）へ、世田谷区民会館別館（三茶しゃれなあどホール）北沢区民会館別館（梅丘パークホール）玉川区民会館別館（上用賀アートホール）を追加する。新旧対照表は別紙のとおり。

5 その他

玉川区民会館別館（上用賀アートホール）については、他の区民会館別館 2 館とは別に、指定管理者候補者の公募方法・選定基準を見直し、施設の利用率向上につながる手法を取り入れていく。

6 今後のスケジュール（予定）

令和 2 年 2 月	区民生活常任委員会報告（条例改正）
3 月	第 1 回区議会定例会（条例改正）
4 月	政策会議（選定方法）
	区民生活常任委員会報告（選定方法）
6 月～ 9 月	選定期間
1 1 月上旬	政策会議（選定結果）
1 1 月中旬	区民生活常任委員会（選定結果）
	第 4 回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
令和 3 年 4 月	次期指定管理者による管理の開始（利用料金制）

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立区民会館条例 昭和56年12月 1 日条例第48号 (使用料) 第12条 区民会館（世田谷区立世田谷区民会館及び世田谷区立烏山区民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用については、別表第 3 に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (利用料金の納付等) 第20条 <u>世田谷区立世田谷区民会館別館</u>、世田谷区立北沢区民会館、<u>世田谷区立北沢区民会館別館</u>、世田谷区立玉川区民会館、<u>世田谷区立玉川区民会館別館</u>及び世田谷区立砧区民会館（以下「<u>世田谷区立世田谷区民会館別館等</u>」という。）の施設（世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー並びに世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除く。次項及び第 3 項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、<u>世田谷区立世田谷区民会館別館等</u>の施設については別表第 4 の 2 に定める額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とし、<u>世田谷区立世田谷区民会館別館等</u>の附帯設備及びその他の設備については別表第 4 の 3 に定める額の範囲内において規則で定める額とする。 3 利用料金（施設等の利用に係るものに限る。）は、使用承認の際	○世田谷区立区民会館条例 昭和56年12月 1 日条例第48号 (使用料) 第12条 区民会館（世田谷区立世田谷区民会館、<u>世田谷区立世田谷区民会館別館</u>、<u>世田谷区立北沢区民会館別館</u>、<u>世田谷区立玉川区民会館別館</u>及び世田谷区立烏山区民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用については、別表第 3 に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (利用料金の納付等) 第20条 世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立玉川区民会館及び世田谷区立砧区民会館（以下「<u>世田谷区立北沢区民会館等</u>」という。）の施設（世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー並びに世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除く。次項及び第 3 項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、<u>世田谷区立北沢区民会館等</u>の施設については別表第 4 の 2 に定める額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とし、<u>世田谷区立北沢区民会館等</u>の附帯設備及びその他の設備については別表第 4 の 3 に定める額の範囲内において規則で定める額とする。 3 利用料金（施設等の利用に係るものに限る。）は、使用承認の際

改正後

納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する
場合で、特別の事情があると指定管理者が認めたときは、この限り
でない。

4 世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会
館の喫茶コーナーにおいて飲食物の提供を受ける者は、指定管理者
に、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を納付しなければ
ならない。

5 飲食料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、あらかじ
め区長の承認を得て、指定管理者が定める。

品目	金額
コースメニュー	25,000円
パーティーメニュー	10,000円
料理単品メニュー	3,000円
喫茶メニュー	2,000円
アルコールメニュー	15,000円

6 利用料金及び飲食料金は、指定管理者の収入とする。

別表第 3（第12条関係）

名 称	種 別	午前		午後		夜間		全日												
		午前 9 時 から正午 まで		午後 1 時 から午後 4 時30分 まで		午後 5 時 30分から 午後10時 まで		午前 9 時 から午後 10時まで												
		平日	日曜 日、土 曜	平日	日曜 日、土 曜	平日	日曜 日、土 曜	平日	日曜 日、土 曜	平日	日曜 日、土 曜									

改正前

納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する
場合で、特別の事情があると指定管理者が認めたときは、この限り
でない。

4 世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会
館の喫茶コーナーにおいて飲食物の提供を受ける者は、指定管理者
に、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を納付しなければ
ならない。

5 飲食料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、あらかじ
め区長の承認を得て、指定管理者が定める。

品目	金額
コースメニュー	25,000円
パーティーメニュー	10,000円
料理単品メニュー	3,000円
喫茶メニュー	2,000円
アルコールメニュー	15,000円

6 利用料金及び飲食料金は、指定管理者の収入とする。

別表第 3（第12条関係）

名 称	種 別	午前		午後		夜間		全日												
		午前 9 時 から正午 まで		午後 1 時 から午後 4 時30分 まで		午後 5 時 30分から 午後10時 まで		午前 9 時 から午後 10時まで												
		平日	日曜 日、土 曜 日、 土曜 日及 び休 日	平日	日曜 日、土 曜	平日	日曜 日、土 曜	平日	日曜 日、土 曜	平日	日曜 日、土 曜									

改正後														改正前																
			日 及 び 休 日		日 及 び 休 日		日 及 び 休 日				日 及 び 休 日					日 及 び 休 日		日 及 び 休 日		日 及 び 休 日		日 及 び 休 日								
世田谷区立世田谷区民会館	ホ ー ル	55, 000 円	65, 950 円	82, 650 円	99, 070 円	137, 660 円	165, 160 円				220, 320 円	264, 240 円				世田谷区立世田谷区民会館	ホ ー ル	55, 000 円	65,9 50円	82, 650 円	99, 070 円	137, 660 円	165, 160 円			220, 320 円	264, 240 円			
	集 会 室	15, 180 円	18, 210 円	22, 830 円	27, 320 円	38, 010 円	45, 540 円				60, 850 円	72, 860 円				集 会 室														
																	世田谷区立世田谷区民会館	第1集 会室	12, 580 円	15,0 10円	18, 870 円	22, 590 円	31, 460 円	37, 750 円	37, 600 円	45, 040 円	50, 330 円	60, 340 円	56, 480 円	67, 630 円
																世田谷区立世田谷区民会館	第2集 会室	2,7 10 円	3,14 0円	4,1 40 円	4,8 60 円	6,8 60 円	8,1 50 円	8,1 50 円	9,7 20 円	11, 010 円	13, 010 円	12, 290 円	14, 580 円	

改正後														改正前														
															民 会 館 別 館	室 第 3 集 会 室	<u>2,280</u>	<u>2,710</u>	<u>3,570</u>	<u>4,290</u>	<u>5,860</u>	<u>7,000</u>	<u>7,000</u>	<u>8,290</u>	<u>9,430</u>	<u>11,290</u>	<u>10,580</u>	<u>12,580</u>
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				円	円	円									
																	<u>9,000</u>	<u>10,720</u>	<u>13,580</u>	<u>16,300</u>	<u>22,590</u>	<u>27,020</u>			<u>36,170</u>	<u>43,320</u>		
																	円	円	円	円	円	円			円	円		
																	<u>7,150</u>	<u>8,580</u>	<u>10,720</u>	<u>12,870</u>	<u>17,870</u>	<u>21,450</u>			<u>28,600</u>	<u>34,320</u>		
																	円	円	円	円	円	円			円	円		

改正後														改正前											
世田谷区立烏山区民会館	ホール	27,850円	33,390円	41,840円	50,160円	69,690円	83,550円			111,540円	133,710円			会館別館 世田谷区立烏山区民会館	ホール	27,850円	33,390円	41,840円	50,160円	69,690円	83,550円			111,540円	133,710円
	集会室	6,600円	7,920円	10,030円	12,010円	16,630円	19,930円			26,660円	31,940円				集会室	6,600円	7,920円	10,030円	12,010円	16,630円	19,930円			26,660円	31,940円
備考														備考											
1 この表の各欄に掲げる額は、区民（個人にあっては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあつては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。）の使用に係る使用料の額とし、区民以外のものの使用に係る使用料の額は、区民の使用に係る使用料に当該使用料の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。														1 この表の各欄に掲げる額は、区民（個人にあっては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあつては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。）の使用に係る使用料の額とし、区民以外のものの使用に係る使用料の額は、区民の使用に係る使用料に当該使用料の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。											
2 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を領収する場合において、入場料等の最高額が1人当たり1,000円以上であるときの使用料の額は、使用を承認した時間区分の使用料（以下「基本使用料」という。）に基本使用料の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があ														2 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を領収する場合において、入場料等の最高額が1人当たり1,000円以上であるときの使用料の額は、使用を承認した時間区分の使用料（以下「基本使用料」という。）に基本使用料の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があ											

改正後	改正前
るときは、これを切り捨てる。)とする。 3 使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面のみを使用する場合の使用料の額は、基本使用料の5割に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、1回の公演につき2日を限度とする。 4 使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その使用料の額は、超過時間が午前8時から正午までの間においては1時間(1時間に満たない端数は、これを1時間とする。以下この号において同じ。)につき午前の時間区分の使用料の額を3で除して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、正午から午後5時30分までの間においては1時間につき午後の時間区分の使用料の額を3.5で除して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、午後5時30分から午後11時までの間においては1時間につき夜間の時間区分の使用料の額を4.5で除して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、午後11時から翌日の午前8時までの間においては1時間につき当該1時間の属する全日の時間区分の使用料の額を11で除して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。	るときは、これを切り捨てる。)とする。 3 使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面のみを使用する場合の使用料の額は、基本使用料の5割に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、1回の公演につき2日を限度とする。 4 使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その使用料の額は、超過時間が午前8時から正午までの間においては1時間(1時間に満たない端数は、これを1時間とする。以下この号において同じ。)につき午前の時間区分の使用料の額を3で除して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、正午から午後5時30分までの間においては1時間につき午後の時間区分の使用料の額を3.5で除して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、午後5時30分から午後11時までの間においては1時間につき夜間の<u>午後5時30分から午後10時までの</u>時間区分の使用料の額を4.5で除して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、午後11時から翌日の午前8時までの間においては1時間につき当該1時間の属する全日の<u>午前9時から午後10時までの</u>時間区分の使用料の額を11で除して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

改正後					改正前								
別表第 4（第12条関係）					別表第 4（第12条関係）								
附帯設備	種別		単位		金額		附帯設備	種別		単位		金額	
	舞台器具		1 式、 1 台、 1 枚、 1 脚 又は 1 個 1 回		7,000円			舞台器具		1 式、 1 台、 1 枚、 1 脚 又は 1 個 1 回		7,000円	
	音響器具		1 本、 1 台、 1 基、 1 個 又は 1 式 1 回		3,000円			音響器具		1 本、 1 台、 1 基、 1 個 又は 1 式 1 回		3,000円	
	照明器具		1 台、 1 回路又は 1 本 1 回		2,500円			照明器具		1 台、 1 回路又は 1 本 1 回		2,500円	
	ピアノ		1 台 1 回		4,500円			ピアノ		1 台 1 回		4,500円	
	映写器具	映写機	1 式 1 回		6,000円			映写器具	映写機	1 式 1 回		6,000円	
スクリーン		1 式 1 回		1,500円		スクリーン	1 式 1 回		1,500円				
その他の設備	電気設備（ホールに限る。）		1 台(1 キロワット) 1 回		150円		その他の設備	電気設備（ホールに限る。）		1 台(1 キロワット) 1 回		150円	
	浴室		1 室 1 回		1,500円								
備考					備考								
1 単位の 1 回とは、別表第 3 に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。					1 単位の 1 回とは、別表第 3 に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。								
2 使用者が附帯設備及び電気設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、超過時間 1 時間（1 時間に満たない端数は、これを 1 時間とする。）につき、1 回の使用料の 3 割に相当する額（10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。					2 使用者が附帯設備及び電気設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、超過時間 1 時間（1 時間に満たない端数は、これを 1 時間とする。）につき、1 回の使用料の 3 割に相当する額（10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。								

改正後												改正前														
別表第 4 の 2（第20条関係）												別表第 4 の 2（第20条関係）														
名称	種別	午前		午後		夜間			全日				名称	種別	午前		午後		夜間			全日				
		午前 9 時から正午まで		午後 1 時から午後 4 時 30分まで（備考第 1 号の規定により使用時間の単位を定めた施設は、正午から午後 5 時30分まで）		午後 5 時から午後 10 時まで		午前 9 時から午後 10 時まで							午前 9 時から正午まで		午後 1 時から午後 4 時 30分まで（備考第 1 号の規定により使用時間の単位を定めた施設は、正午から午後 5 時30分まで）		午後 5 時30分から午後 10 時まで			午前 9 時から午後10時まで				
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日			平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日			
世田谷区立世田谷	第 1 集会室	12,580円	15,010円	18,870円	22,590円	31,37460円	37,457,600円	45,000円	50,330円	60,340円	56,480円	67,630円														

改正後														改正前													
区民 会館 別館	第 2 集会 室	2,710 円	3,140 円	4,140 円	4,860 円	6,880 円	8,150 円	9,150 円	11,720 円	13,100 円	12,290 円	14,250 円															
	第 3 集会 室	2,280 円	2,710 円	3,570 円	4,290 円	5,870 円	7,000 円	8,000 円	9,290 円	11,430 円	10,290 円	12,580 円															
世田 谷区 立北 沢区 民会 館	ホー ル	プロセニアム形式による幅14.4メートル以内で、かつ、奥行5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台(以下「通常舞台」という。)を設定する場合又は舞台を設定しない場合												プロセニアム形式による幅14.4メートル以内で、かつ、奥行5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台(以下「通常舞台」という。)を設定する場合又は舞台を設定しない場合													
		30,170 円	36,170 円	45,330 円	54,340 円	75,500 円	90,510 円			12,083 円	14,485 円			30,170 円	36,170 円	45,330 円	54,340 円	75,500 円	90,510 円	120,830 円	144,850 円						
	通常舞台以外の舞台を設定する場合												通常舞台以外の舞台を設定する場合														
		39,180 円	46,900 円	58,910 円	70,640 円	98,900 円	117,550 円			15,701 円	18,800 円			39,180 円	46,900 円	58,910 円	70,640 円	98,090 円	117,540 円	157,010 円	188,800 円						
	第 1 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8,000 円	9,580 円			12,870 円	15,300 円			3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8,000 円	9,580 円	12,870 円	15,300 円						

改正後														改正前													
		第 2 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8,000 円	9,580 円			12,870 円	15,300 円				第 2 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8,000 円	9,580 円	12,870 円	15,300 円			
		第 3 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8,000 円	9,580 円			12,870 円	15,300 円				第 3 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8,000 円	9,580 円	12,870 円	15,300 円			
		第 4 集会 室	7,150 円	8,580 円	10,860 円	13,010 円	18,090 円	21,590 円			28,880 円	34,600 円				第 4 集会 室	7,150 円	8,580 円	10,860 円	13,010 円	18,090 円	21,590 円	28,880 円	34,600 円			
	世田谷区立北沢区民会館別館	9,000 円	10,720 円	13,580 円	16,300 円	22,590 円	27,200 円			36,700 円	43,320 円																
	世田谷区立玉川区民会館	ホ－ル	30,700 円	36,840 円	46,200 円	55,440 円	76,800 円	92,160 円			123,000 円	147,600 円			世田谷区立玉川区民会館	ホ－ル	30,700 円	36,840 円	46,200 円	55,440 円	76,800 円	92,160 円	123,000 円	147,600 円			
		第 1 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8,000 円	9,580 円			12,870 円	15,300 円				第 1 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8,000 円	9,580 円	12,870 円	15,300 円			

改正後														改正前													
		第2 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8, 00 円	9, 58 0 円			12 70 円	15 3 00 円			第2 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8,000 円	9,580 円	12,87 0円	15,30 0円				
		第3 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8, 00 円	9, 58 0 円			12 70 円	15 3 00 円			第3 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8,000 円	9,580 円	12,87 0円	15,30 0円				
		第4 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8, 00 円	9, 58 0 円			12 70 円	15 3 00 円			第4 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8,000 円	9,580 円	12,87 0円	15,30 0円				
		第5 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8, 00 円	9, 58 0 円			12 70 円	15 3 00 円			第5 集会 室	3,140 円	3,710 円	4,860 円	5,720 円	8,000 円	9,580 円	12,87 0円	15,30 0円				
		世田 谷区 立玉 川区 民会 館別 館	7,150 円	8,580 円	10,72 0円	12,87 0円	17, 8 70 円	21, 4 50 円			28 00 円	34 3 20 円															
	世田 谷区 立砦 区民	ホ一 ル	30,17 0円	36,17 0円	45,33 0円	54,34 0円	75, 5 00 円	90, 5 10 円			12 83 0	14 4, 85 0		世田 谷区 立砦 区民	ホ一 ル	30,17 0円	36,17 0円	45,33 0円	54,34 0円	75,50 0円	90,51 0円	120,8 30円	144,8 50円				

改正後														改正前													
会館										円	円			会館													
	集会室 A	2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円			8,000円	9,580円				集会室 A	2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円	8,000円	9,580円				
	集会室 B	2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円			8,000円	9,580円				集会室 B	2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円	8,000円	9,580円				
	集会室 C	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円				集会室 C	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円				
	集会室 D	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円				集会室 D	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円				
	集会室 E	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円				集会室 E	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円	12,870円	15,300円				

備考

- 1 午後の時間区分については、区長が認めた施設に限り、正午から午後5時30分までの間において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が使用時間の単位を定めることができる。この場合における利用料金の額は、1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、午後の時間区分に定める額を3.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これ

備考

- 1 午後の時間区分については、区長が認めた施設に限り、正午から午後5時30分までの間において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が使用時間の単位を定めることができる。この場合における利用料金の額は、1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、午後の時間区分に定める額を3.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これ

改正後	改正前
を切り捨てる。)を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とする。 2 区長は、前号の規定により使用時間の単位に係る承認をした場合は、その旨及びその内容を告示するものとする。 3 この表の各欄に掲げる額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額(第1号の規定により定める額を含む。)は、区民の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のものの使用に係る利用料金の額は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の5割に相当する額を加算して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。 4 使用者が入場料等を領収する場合において、入場料等の最高額が1人当たり1,000円以上であるときの利用料金の額は、使用を承認した時間区分(第1号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めた場合は、使用時間の単位)の利用料金(以下「基本利用料金」という。)に基本利用料金の5割に相当する額を加算して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。 5 使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面(世田谷区立北沢区民会館にあっては、舞台を設定しない場合における舞台面に相当する部分を含む。)のみを使用する場合の利用料金の額は、基本利用料金の5割に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、1回の公演につき2日を限度とする。 6 使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その利用料金の額は、別表第3備考第4号の規定を準用して得た額とする。ただし、第1号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めた	を切り捨てる。)を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とする。 2 区長は、前号の規定により使用時間の単位に係る承認をした場合は、その旨及びその内容を告示するものとする。 3 この表の各欄に掲げる額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額(第1号の規定により定める額を含む。)は、区民の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のものの使用に係る利用料金の額は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の5割に相当する額を加算して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。 4 使用者が入場料等を領収する場合において、入場料等の最高額が1人当たり1,000円以上であるときの利用料金の額は、使用を承認した時間区分(第1号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めた場合は、使用時間の単位)の利用料金(以下「基本利用料金」という。)に基本利用料金の5割に相当する額を加算して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。 5 使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面(世田谷区立北沢区民会館にあっては、舞台を設定しない場合における舞台面に相当する部分を含む。)のみを使用する場合の利用料金の額は、基本利用料金の5割に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、1回の公演につき2日を限度とする。 6 使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その利用料金の額は、別表第3備考第4号の規定を準用して得た額とする。ただし、第1号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めた

改正後	改正前
ときは、超過時間が正午から午後 5 時30分までの間においては、1 時間（1 時間に満たない端数は、これを 1 時間とする。）につき、当該単位の利用料金の額を当該単位の時間数（30分を0.5 として換算する。）で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 7 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。	ときは、超過時間が正午から午後 5 時30分までの間においては、1 時間（1 時間に満たない端数は、これを 1 時間とする。）につき、当該単位の利用料金の額を当該単位の時間数（30分を0.5 として換算する。）で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 7 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

別表第 4 の 3（第20条関係）

種別		単位	金額
附帯設備	舞台器具	1 式、1 台、1 枚、1 脚又は 1 個 1 回	7,000円
	音響器具	1 本、1 台、1 基、1 個又は 1 式 1 回	3,000円
	照明器具	1 台、1 回路又は 1 本 1 回	2,500円
	ピアノ	1 台 1 回	4,500円
	映写器具	映写機 1 式 1 回	6,000円
		スクリーン 1 式 1 回	1,500円
その他の設備	電気設備（ホールに限る。）	1 台(1 キロワット) 1 回	150円

備考

- 1 単位の 1 回とは、別表第 4 の 2 に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。ただし、別表第 4 の 2 備考第 1 号の規定により指定管理者が午後の時間区分の使用時間の単位を定めた施設における午後の時間区分に係る使

別表第 4 の 3（第20条関係）

種別		単位	金額
附帯設備	舞台器具	1 式、1 台、1 枚、1 脚又は 1 個 1 回	7,000円
	音響器具	1 本、1 台、1 基、1 個又は 1 式 1 回	3,000円
	照明器具	1 台、1 回路又は 1 本 1 回	2,500円
	ピアノ	1 台 1 回	4,500円
	映写器具	映写機 1 式 1 回	6,000円
		スクリーン 1 式 1 回	1,500円
その他の設備	電気設備（ホールに限る。）	1 台(1 キロワット) 1 回	150円
	浴室	1 室 1 回	1,500円

備考

- 1 単位の 1 回とは、別表第 4 の 2 に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。ただし、別表第 4 の 2 備考第 1 号の規定により指定管理者が午後の時間区分の使用時間の単位を定めた施設における午後の時間区分に係る使

改正後	改正前
用については、当該使用時間の単位をいう。 2 使用者が附帯設備及び電気設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その利用料金の額は、別表第4備考第2号の規定を準用して得た額とする。	用については、当該使用時間の単位をいう。 2 使用者が附帯設備及び電気設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その利用料金の額は、別表第4備考第2号の規定を準用して得た額とする。
<u>附 則</u> <u>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第4その他の設備の部に次のように加える改正規定及び別表第4の3その他の設備の部浴室の項を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正前の世田谷区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第6条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）がした世田谷区立世田谷区民会館に係る浴室の使用の承認（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした使用の承認とみなす。</u> <u>3 改正前の条例第20条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館に係る浴室の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第2項の規定に基づき納付された使用料とみなす。</u> <u>4 改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（令和3年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理</u>	

改正後	改正前
<u>者がした使用の承認とみなす。</u> <u>5 改正前の条例第 1 2 条第 1 項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る使用料（令和 3 年 4 月 1 日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の条例第 2 0 条第 1 項の規定に基づき納付された利用料金とみなす。</u>	